



第 4 章

景観形成の推進方策

推進方策の基本的な考え方

(1) 市民・事業者・行政の協働

都市の景観形成には市民・事業者・行政といった多様な主体が関わっており、それぞれがめざすべき地域の将来像を共有しながら各自の役割を果たし、協働で取組を進めることが堺らしい景観形成の実現につながります。

1) 市民・事業者の役割

都市景観は主として市民や事業者の日々の活動の積み重ねによりつくりあげられていくものです。特に、都市部や臨海部における活発な都市活動が現在の堺の発展を支えており、個性的で魅力あふれる景観をつくっています。このようなことから、市民・事業者はさまざまな活動が景観を構成する重要な要素であり、各々が少しずつ景観に配慮することで、良好な景観形成が実現されていくことを理解する必要があります。その上で、自らが景観形成の担い手として、周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観形成を意識し、積極的に景観形成に努めることが求められます。また、これまで先人が築いてきた歴史的な景観の価値を認識し、これを堺らしい景観として次の世代に引き継ぐよう努めることも求められます。

あわせて、専門家や地域活動に関わる NPO 団体などは、市民・事業者や行政が取り組む景観形成に対して専門的な見地から知識や経験を活用し、コーディネーターの立場で支援します。また、大学や教育機関においては、将来を担う人材が地域活動などを通じて景観に関わる機会を積極的に設けるよう努めるものとします。

2) 行政の役割

堺市は景観行政団体として、総合的な景観施策の推進に努めます。長期的な視点をもって、景観形成の意義や方針、めざすべき都市の姿を発信し、市民や事業者と共有しながら堺の景観魅力を内外に積極的にアピールします。公共施設や公共空間では、本市の関係部局が認識を深め連携を図りながら地域の景観と調和した新たな魅力ある景観形成を先導する役割を果たします。また、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援して必要な仕組みや制度を整え、協働による景観形成を推進します。

(2) 3つの取組レベル

地域に活力をもたらし、訪れたい、住みたい、そして住み続けたいと感じる都市空間の形成に向けて、わたしたちがこれまで培ってきた重層性のある多彩な景観を守り育み、これらと調和した新たな景観を創造することで、暮らしや地域の魅力を高めます。このような景観形成を図るには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して協働による取組を進めることが重要です。そこで、引き続き、景観形成推進の基本的な考え方として「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組レベルにおいて、各課題・目標に対応した効果的な取組手法を導入し、これらを実現するための施策を推進します。

1) 全市レベル – 「全市における景観形成」

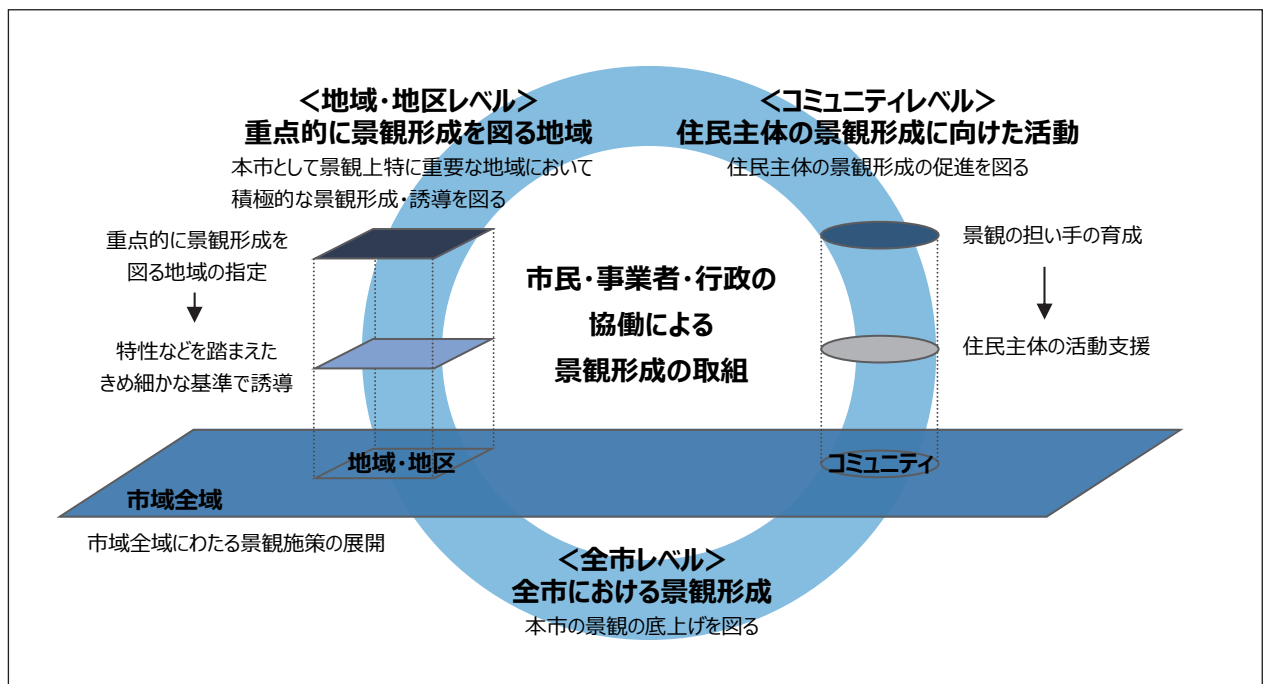
景観に関する市民・事業者の意識啓発を図り、景観資源の保全・活用や公共事業における先導的な景観形成、大規模建築物等の届出制度の実施などにより、市全域において景観の底上げを図ります。

2) 地域・地区レベル – 「重点的に景観形成を図る地域」

良好な景観・環境を保全すべき地域やまとまった一団の開発等が進みつつある地域など、本市として景観上特に重要な地域については、地域の特性に応じたより積極的な景観形成・誘導を図ります。

3) コミュニティレベル – 「住民主体の景観形成」

自主的に行われているさまざまな地域活動と連携しながら、住民が主体となった景観形成の施策を推進します。また、景観に関する情報発信や堺市景観賞などを通じて、住民主体の景観形成を先導する担い手の育成に取り組みます。



4-1 全市における景観形成＜全市レベル＞

（1）大規模建築物等の景観誘導

1) 大規模建築物等の景観誘導の考え方

景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、全市域を対象とした届出制度を実施し、地域の景観特性に応じた景観誘導を図ることにより、全市的な景観の底上げを図ります。

届出制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら第3章で示した地域別景観形成方針や以下に示す景観形成の基準に沿った周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観形成に努めます。

2) 制限内容

①届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別		対象規模
建築物の新築、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）		次のいずれかに該当するもの （増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが15mを超えるもの -地上6階以上のもの -延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	高架道路等	-地上からの高さが5mを超えるもの
	橋梁等	-幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの -高さが15mを超えるもの -建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※1：建築物の増築や改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2：建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

②行為の制限（景観形成の基準）

（ア）建築物

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目		景観形成の基準
A. 地域特性		-建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	-まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成	-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・ 意匠	-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。
	C1-2 敷地の形態・ 意匠	-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。
	C1-3 屋外付帯施設 （駐車場、駐輪 場、ゴミ置き場、受 水槽など）	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・ 意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。

	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1／3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は次のとおりとする。 <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>-</td></tr></table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1／3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1／20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上
色相	明度	彩度														
YR（橙）系	6 以上	4 以下														
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下														
上記以外	6 以上	2 以下														
無彩色	6 以上	-														
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
C3. 建築計画 ／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等（塔屋、屋上設備など）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。														
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備（室外機、樋など）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。														

(イ) 工作物

工作物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目	景観形成の基準
地域特性	-地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
まちなみ形成	-周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
色彩	-法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
緑化	-既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。
付帯設備	-設備等の付属物は、道路から見えにくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。

(参考) 大規模建築物の色彩基準

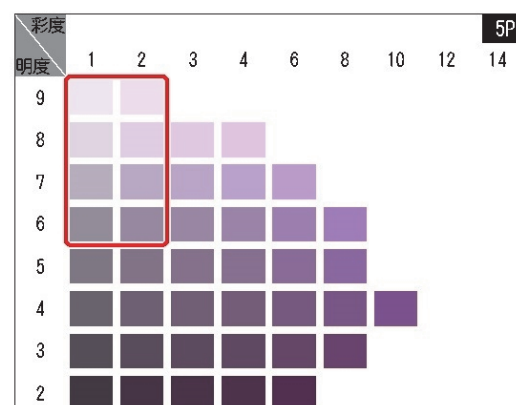
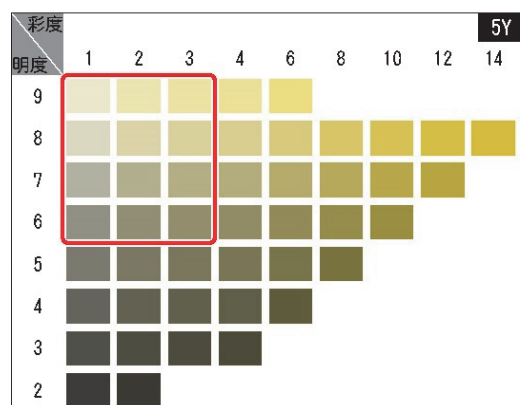
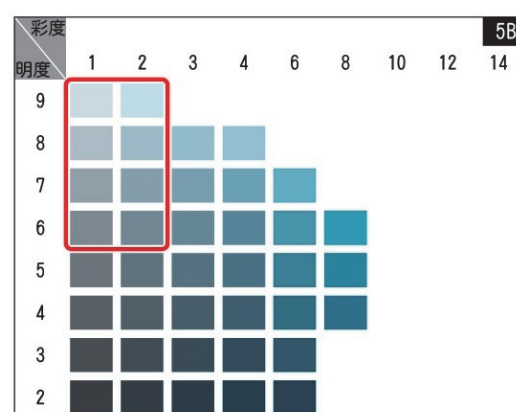
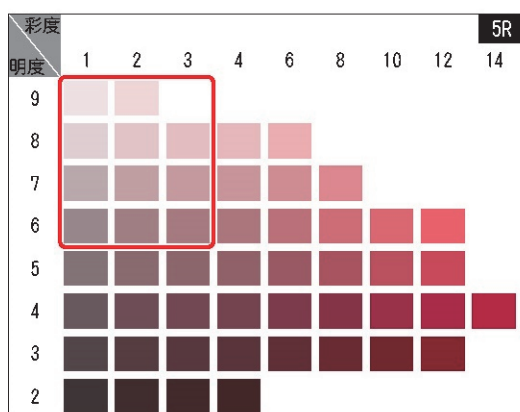
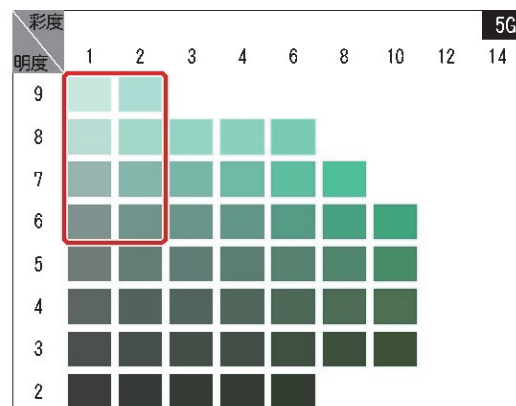
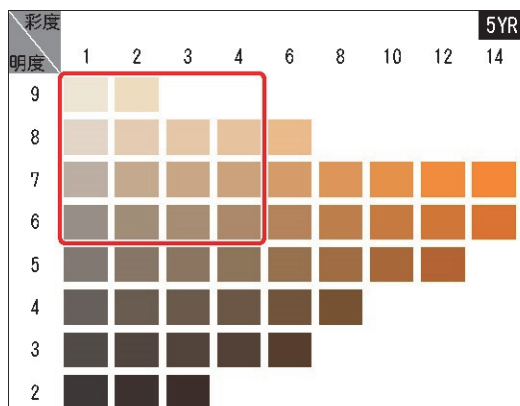
カラーチャートについて

-JIS 標準色票による

-代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。

-印刷によるもので、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

赤枠で囲んでいる範囲が、使用できる色彩の範囲を示しています。

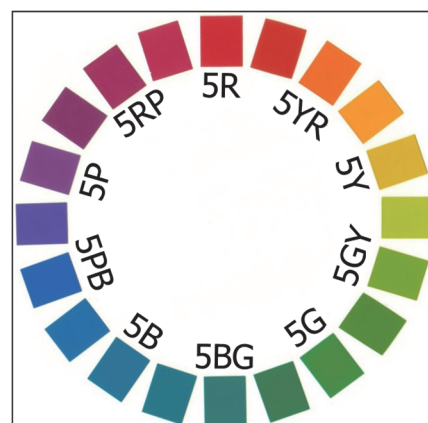


(参考) 色の表示方法

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。

これは日本工業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法で、色相（赤、青、黄色などの色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色の鮮やかさの度合い）の3つの属性により、色彩を表示します。

例： 5YR 6 / 4
色相 明度 彩度





(2) 景観資源の保全・活用

1) 景観資源の保全・活用の考え方

本市には、古代からの長い歴史を物語る貴重な建造物や樹木が存在します。これらは地域住民に原風景として親しまれる共有の財産です。樹木に対する「堺市古樹銘木の保存に関する規則」に基づく指定や、建造物に対する登録文化財制度などの手法によりその保全を実践してきました。今後も、近世初期の町家などの文化財については、文化財保護法や都市計画制度をはじめとする各種法制度などにより保全を図ることとします。

また、地域の特性に応じた魅力的な景観を創出するためには、景観資源の保全とあわせてこれらを活用した景観形成に取り組むことも重要です。そこで、景観形成上価値があると認める建造物及び工作物並びに樹木、樹林などについては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の制度を用いて保全・活用を図ります。

2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

道路やその他の公共の場所からすべての人が容易に望見することができる次の要件を満たすもののうち、地域の景観形成上重要と認められる建造物及び樹木を所有者と協議の上、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

①景観重要建造物

- 地域の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- 地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの

②景観重要樹木

- 地域の自然、歴史文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- 地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づける役割を果たしているもの

(3) 公共事業による景観形成

都市の主要な景観軸を構成する道路や水辺景観を構成する河川、地域のシンボルとなる公園や公共建築物などの公共施設・公共空間は、都市の骨格を形成し、都市景観に大きな影響を与える景観要素であり、良好な景観を先導する役割が求められています。このため、公共施設や公共空間の整備及び管理にあたっては、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観に資するよう努めます。

特に、大規模な新設の公共施設等の整備にあつては、その整備方針及び整備に関する配慮事項を定め、当該公共施設の管理者やその他関係機関との連携・調整を図ります。

また、計画の早い段階から協議を行うことを基本とし、さらに、景観法第 16 条に基づく通知や第 66 条の認定の対象となるもの以外についても必要に応じて協議を行うなど、より積極的な公共事業による景観形成に取り組めます。

1) 公共施設の整備方針

①道路

- 機能性や安全性、経済性を考慮した上で、本市として積極的に景観形成を図っていくエリアにおいて、周辺の景観と調和したデザインとなるよう配慮します。
- 良好な都市景観の創出や地域の魅力向上などの取組が進められているエリアにおいて、無電柱化の推進に努めます。

②河川・港湾

- 河川については周辺環境などに配慮し、地域の景観に溶け込むような水と緑の豊かな景観形成に努めます。
- 港湾については海を背景とした景観や海からの眺望に配慮した整備により、良好な景観の保全・創出に努めます。

③公園・緑地

- ゆとりと潤いのある空間の創出や花と緑の充実、適切な維持管理に努めます。
- 公園の整備に際しては園路や広場、ベンチなどの公園施設について、周辺景観と調和したデザインとなるよう配慮します。

④橋梁・高架橋

- 適切な維持管理や用途も踏まえ、周辺景観との調和に配慮したものとするなど、良好な空間形成に努めます。

⑤公共建築物

- 公共建築物は地域の景観の中でシンボリックな役割を果たすことから、周辺景観との調和や地域特性を踏まえた創意と工夫に富んだ質の高いデザインとなるよう配慮します。
- 広場の設置、緑化等によるゆとりある空間の創出や周辺環境との調和など、質の高い景観形成を先導するような空間形成に努めます。



2) 整備における配慮事項

- 公共施設の整備にあたっては、国等が作成する景観形成に係る各種ガイドライン等を参考とするほか、企画・設計等において景観アドバイザーの意見の活用にも努めます。
- 公共サイン等については、デザインの統一化や集約化を図るなど、周辺の景観や施設との調和、わかりやすさに配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインとなるよう取り組みます。
- 公共施設や設備等の適切な維持管理により、良好な景観の維持に努めます。

(4) 屋外広告物による景観形成

1) 屋外広告物と景観

広告塔や看板などの屋外広告物は都市景観の重要な要素であり、必要な情報の提供や道先案内、にぎわいの創出などさまざまな役割をもっています。その一方で、無秩序な掲出や過剰な色彩、突出したデザインなど、掲出の仕方やその形態・意匠によっては、良好なまちなみなどの都市魅力を損なう原因ともなり、都市景観に大きな影響を与えることになります。

また、通行の妨げとなる広告物や正しく管理されておらず落下や倒壊の危険がある広告物は、通行する人に危害を与える可能性もあります。近年自然災害が日本各地で発生しており、各地の屋外広告物にも多くの被害をもたらしています。屋外広告物の落下や倒壊が生じると、人命に関わる被害が発生する可能性もあることから、屋外広告物の所有者等は定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理する必要があります。

本市では平成7年（1995年）の堺市屋外広告物条例制定以降、許可制度の運用によって景観誘導を行ってきました。平成27年（2015年）には百舌鳥古墳群の世界遺産登録に向けて、堺市屋外広告物条例を改正し、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定しました。百舌鳥古墳群周辺地域では屋上広告物を禁止するなどの規制を行い、さらに基準に合わない広告物の適正化に取り組んでいます。市域全域においても、土地利用に応じて広告物の大きさや高さなどに基準を設けることで、それぞれの地域に応じた景観誘導を図っています。

今後は、良好な景観の形成に向けて広告物の色彩やデジタルサイネージ等に対する配慮を求めます。

地域の特徴や周辺景観との調和に配慮したきめ細かな景観形成に向けては市民・事業者と行政が共通認識を持ちながら、良好な景観形成に取り組むことが必要であることから、更なる周知啓発に取り組めます。また、景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は建築物・工作物等とあわせて一体的に景観形成を図る必要があります。また、大規模な屋外広告物を掲出する際には、特に適切な維持管理が重要となります。そこで、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して以下のとおり定めます。



屋外広告物の倒壊



屋外広告物の板面の破壊



百舌鳥古墳群周辺の高さやデザインに配慮した屋外広告物



百舌鳥古墳群周辺の落ち着いた屋外広告物

①対象行為及び規模

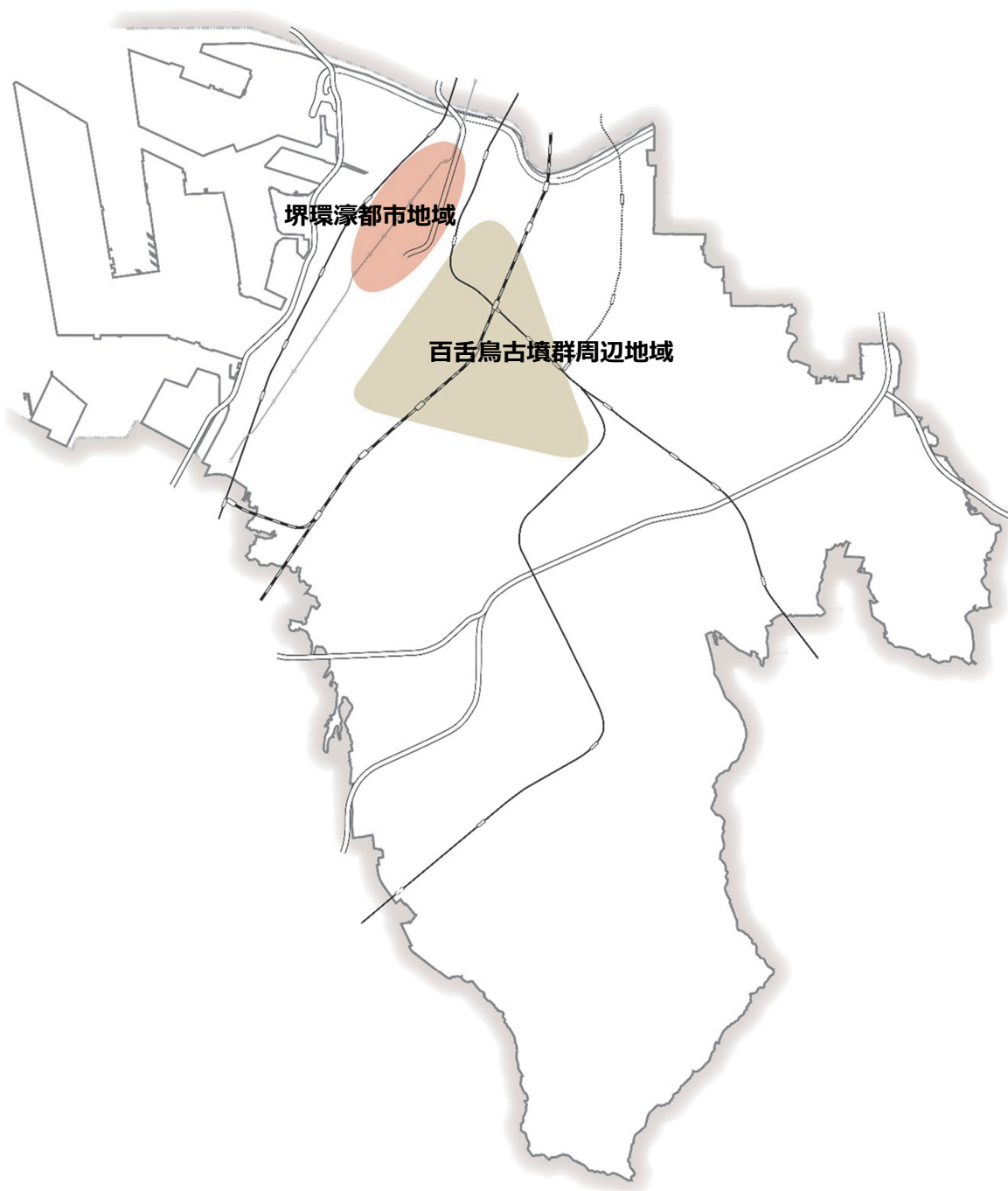
行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が 40 m ² を超えるもの

②配慮事項

広告物に対する配慮	-表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること -広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること -隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えること -情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること -照明や発光を伴うものは、明るさを抑え、過剰な点滅を控えるよう努めること -信号の視認性、歩行者・自転車等の通行の妨げにならないよう見通しや安全に配慮した掲出とすること -点検のしやすさや耐候性・耐久性を考慮し、安全性に配慮した設計とすること
-----------	---

4-2 重点的に景観形成を図る地域＜地域・地区レベル＞

百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域は本市を代表する歴史文化的景観を有し、また、それらを堺ならではの魅力としてその価値を高めることで、さまざまな人が訪れ集うことが期待される地域です。地域の良好な景観を保全して活用するため「重点的に景観形成を図る地域」として指定し、積極的な取組を進めます。



1) 百舌鳥古墳群周辺地域での景観誘導の考え方

認定制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら以下に示す景観特性や景観形成の方針が反映されたこの地域にふさわしい魅力ある景観形成に努めます。

凡 例

- 百舌鳥古墳群
周辺景観地区
- 古墳近傍
景観形成地区
- 古墳群周辺市街地
景観形成地区

堺東

三国ヶ丘

中百舌鳥

上野芝

堺狭山線

Osaka Metro 南港線

JR 阪和線

国道 310 号

泉北高速鉄道

南海電気鉄道高野線

2) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

自然景観



① 緑に覆われた壮大な景観を見せる墳丘



② 安らぎを創出する墳丘や堤の緑と濠の水辺



③ 日本庭園など歴史や文化を感じられる緑豊かな大仙公園



④ けやき並木の緑陰が美しい今池三国ヶ丘線（けやき通り）

歴史文化景観



⑤ 反正天皇陵古墳に隣接する方違神社



⑥ シンボリックな景観の旧天王貯水池



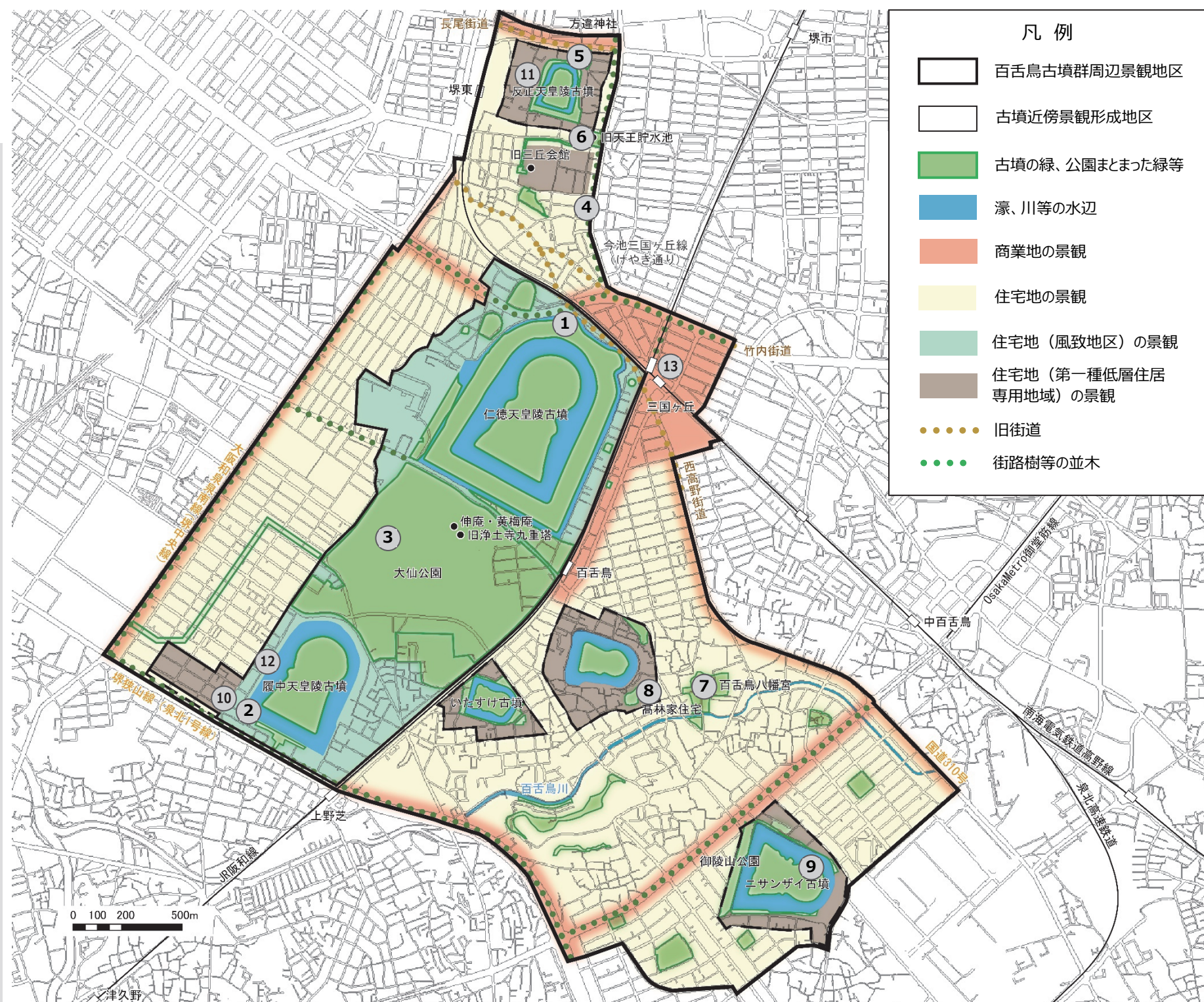
⑦ ふとん太鼓の秋祭りが行われる百舌鳥八幡宮



⑧ 御廟山古墳の近くにある国の重要文化財、高林家住宅



⑨ ニサンザイ古墳と御陵山公園



市街地景観



⑩ 第一種低層住居専用地域の低層建築物によるまちなみ



⑪ 低層建築物により、古墳への視線を確保したまちなみ



⑫ 緑豊かな風致地区のまちなみ



⑬ 商業施設等が立地する三国ヶ丘駅前

3) 景観形成の方針

百舌鳥古墳群と調和した周辺市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

百舌鳥古墳群周辺景観地区においては、

1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全します。
2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全します。
3. 古墳群と調和した景観を形成します。

なかでも、「古墳近傍景観形成地区」にあつては、

4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全します。
5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全します。

4) 制限内容

① 認定対象行為

景観地区における認定対象行為は以下のとおりとします。

行為の種別	区域	対象規模
<u>建築物の新築、増築、改築</u> <u>(※1) 若しくは移転、</u> <u>外観を変更することとなる修繕</u> <u>若しくは模様替え又は色</u> <u>彩の変更 (※2)</u>	古墳近傍 景観形成地区 (※3)	すべての建築物
	古墳群周辺市街地 景観形成地区	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが 10m を超えるもの -地上 4 階以上のもの -延べ面積が 500 m ² を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も認定対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

※3：巨大前方後円墳の周囲で、都市計画において、第一種低層住居専用地域、又は風致地区に指定されている区域。

②行為の制限（景観形成の基準）

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目		景観形成の基準
A. 地域特性		-世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。 【自然特性に関する基準】 -安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。 【歴史文化特性に関する基準】 -世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。 【市街地特性に関する基準】 -自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 -地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	-周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和のとれたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などの調和を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	-まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成	-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いた空間の中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。 -敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。

C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠	-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。														
	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の門・塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。														
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。														
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。														
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物 ※1）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 1 のとおりとする。 表 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1/3 以下とする。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上
色相	明度	彩度														
YR（橙）系	6 以上	4 以下														
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下														
上記以外	6 以上	2 以下														
無彩色	6 以上	-														

		-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1／20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 【色彩基準（大規模建築物以外）】 -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 2 のとおりとする。 表 2 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> -アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。	色相	彩度	YR（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下
色相	彩度									
YR（橙）系	6 以下									
R（赤）、Y（黄）系	4 以下									
上記以外	2 以下									
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。								
C3. 建築計画 ／付帯設 備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設 備など）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。								
	C3-2 屋外階段・外壁付 帯設備（室外 機、樋など）	-屋外階段はできるだけ通から見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通から見えないよう配置する。								

※1：大規模建築物

次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）

- 建築物の高さが15mを超えるもの
- 地上6階以上のもの
- 延べ面積が3,000㎡を超えるもの



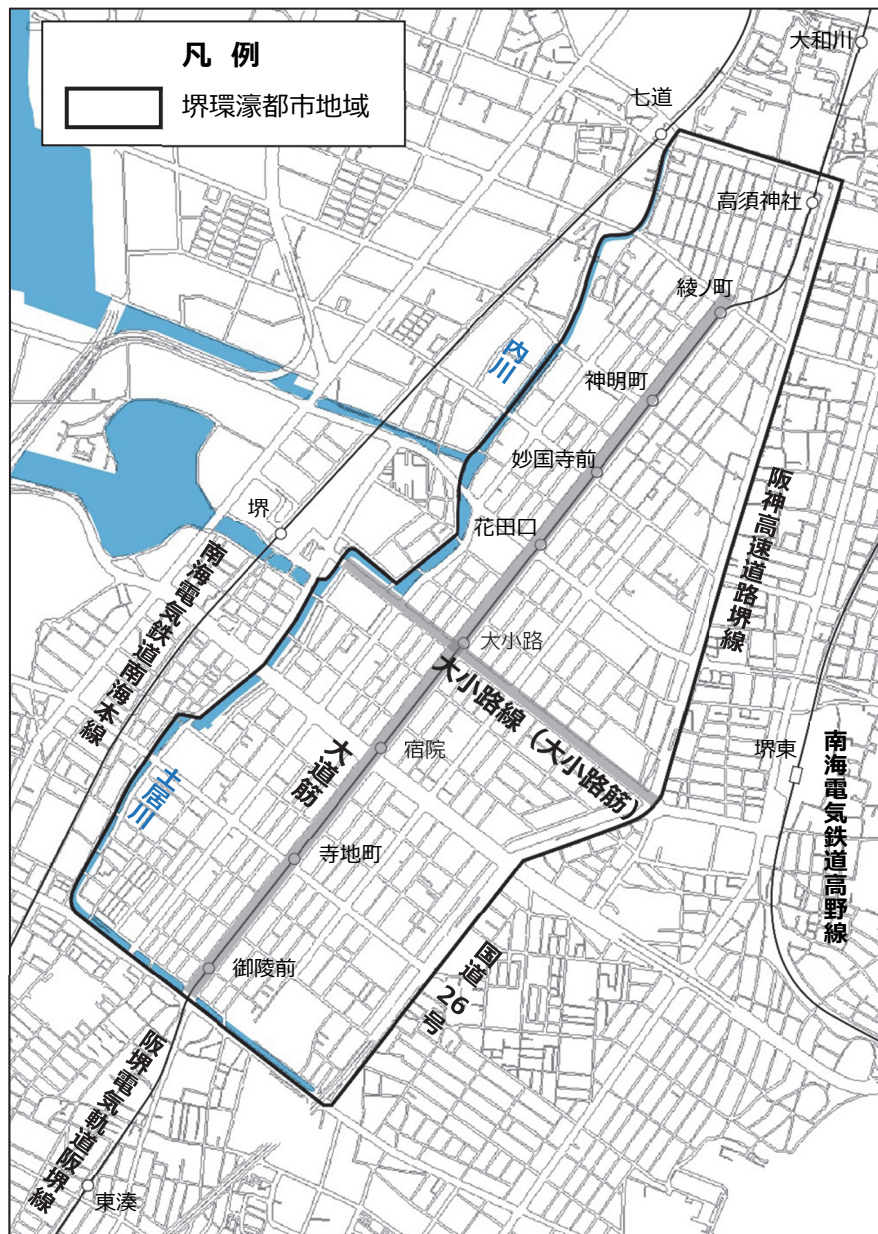
(2) 堺環濠都市地域

1) 堺環濠都市地域での景観誘導の考え方

堺環濠都市地域は江戸期に形成された環濠都市の面影を残す歴史的なまちなみを有しているほか、都心として商業・業務施設などが集積する利便性の高い活気ある地域です。本地域における多様な特性を踏まえた景観形成を進めるため、環濠に囲まれた下記の範囲を堺環濠都市地域とします。今後予定されている都心でのさまざまな取組を踏まえて景観形成を進めるため、低層の建物が大部分を占めるこの地域において、大規模建築物と一体となって沿道景観を形成し、また、沿道以外の街区に立地し視覚的にもめだつ中規模建築物についても届出の対象とすることで景観誘導の強化を図るものとします。

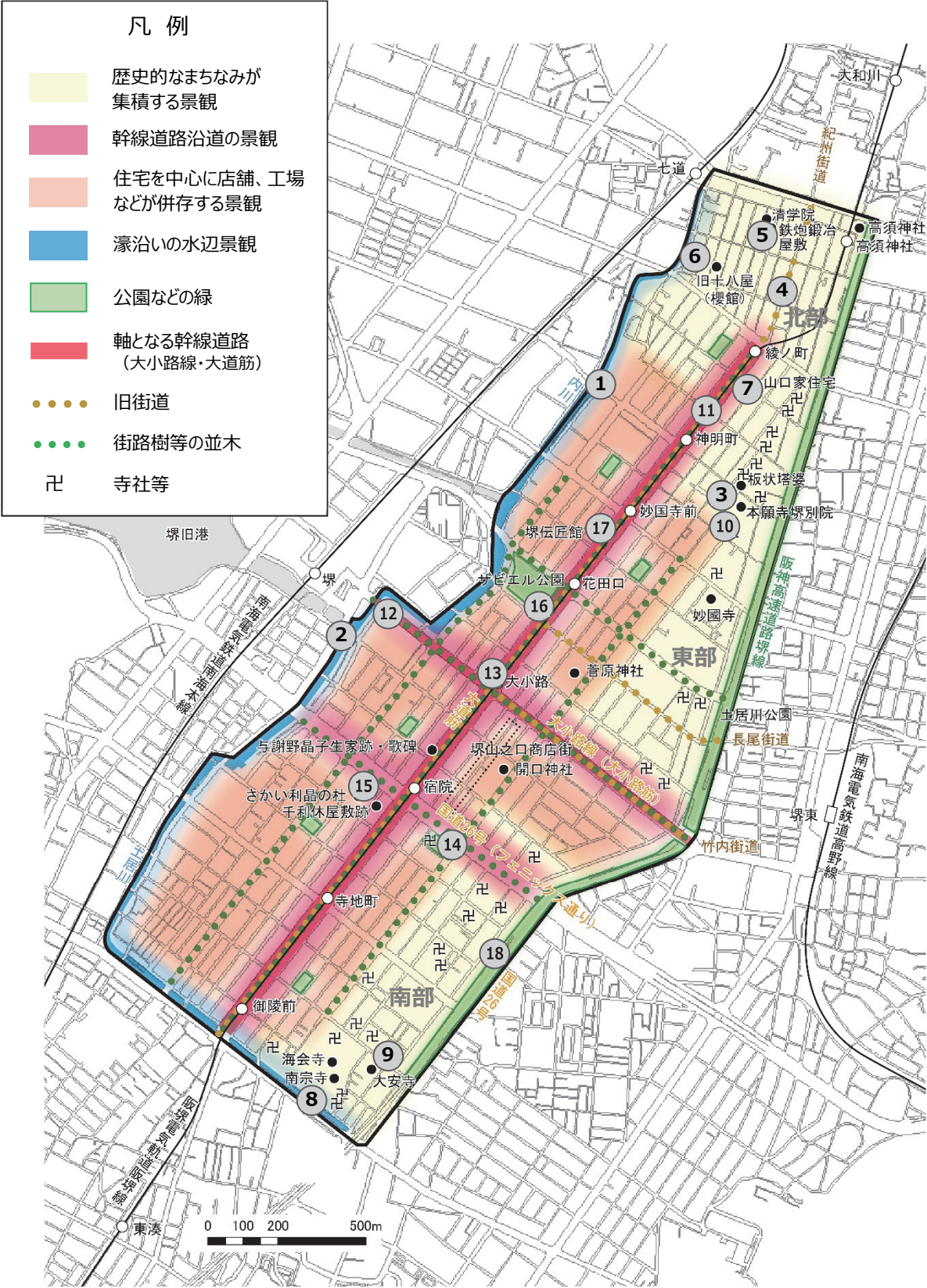
届出制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら以下に示す景観特性や景観形成の方針が反映された、この地域内の各エリアにふさわしい魅力ある景観形成に努めます。

堺環濠都市地域の区域



2) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。



自然景観

① 修景事業により護岸改修や遊歩道整備が行われ、今なお環濠の名残をとどめる内川の水辺空間

② 市民の憩いの場となっている土居川の水辺空間

歴史文化景観

③ 江戸時代の「元和の町割」で整備された碁盤目状の街路や街区が残るまちなみ

④ 紀州街道沿いの町家が残るまちなみ

⑤ 堺市立町家歴史館として公開活用されている鉄炮鍛冶屋敷

⑥ 環濠北部に残る、切妻造・虫籠窓・格子・白漆喰等が特徴的な町家

⑦ 堺市立町家歴史館として公開活用されている山口家住宅

⑧ 寺町の一角を形成し、周囲を土堀で囲まれた南宗寺

⑨ 寺町の一角を形成する大安寺

⑩ 寺社が集積するまちなみ

⑪ 古くからの町家が残る大道筋沿いのまちなみ

市街地景観

⑫ 歩行者空間を重視したシンボルロードであり、けやき並木が美しい大小路線（大小路筋）

⑬ 中央には路面電車が走り、沿道では町家をはじめとする多様な景観資源が残る大道筋

⑭ 戦後復興のシンボルとして植樹されたフェニックスが特徴的な国道26号（フェニックス通り）

⑮ モダンなデザインでランドマークとなっているさかい利晶の杜

⑯ 市民の憩いの場となっているザビエル公園

⑰ 堺の伝統産業を一堂に集めた堺伝匠館

⑱ 戸建て住宅・共同住宅が併存する街区内の住宅地の景観

3) 景観形成の方針

環濠都市の特性を踏まえた市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

**類いまれな歴史文化や都市機能を活用した
本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造**

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. さまざまな都市活動を誘引する都心として活力あふれる魅力的な景観を形成します。
2. 大小路線（大小路筋）や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観を形成します。
3. 堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。
4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観を形成します。



4) 制限内容

①届出対象行為

堺環濠都市地域における建築物の届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
建築物の新築、増築、改築 (※1) 若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の 変更 (※2)	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが 10mを超えるもの -地上 4 階以上のもの -延べ面積が 500 m ² を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

②行為の制限（景観形成の基準）

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して景観形成方針に則った計画とする。 【自然特性に関する基準】 -堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。 【歴史文化特性に関する基準】 -戦禍を免れた北部に点在する町家や東部及び南部に点在する寺社などにみられる歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、堺環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。 【市街地特性に関する基準】 -都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導して周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。 -堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋（※1）や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを創出するように努める。

B. まちなみ	B-1 周辺との調和	-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォークブルな街路空間や交差部でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。 -内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。
	B-2 まちかど（交差部） の景観形成	-まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 -大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。
	B-3 通りの景観形成	-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。 -町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠	-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。
	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。



		-町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、又は壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷際とするよう努める。 -濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷際の形態・意匠とし、潤いを感じられる水辺空間の創出に努める。
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物 ※2）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の表 1 のとおりとする。

表 1

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6 以上	4 以下
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

- サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。
- ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。
- 写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。
- 色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。
- ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。
- 漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。

【色彩基準（大規模建築物以外）】

- ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表2のとおりとする。

表 2

色相	彩度
YR（橙）系	6 以下
R（赤）、Y（黄）系	4 以下
上記以外	2 以下

- アクセントカラーを用いる場合は、見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。

C2-4
屋根

- 屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。

C3.
建築計画
／付帯設
備等C3-1
屋上付帯設備等
（塔屋、屋上設
備など）

- スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。



	C3-2 屋外階段・外壁付 帯設備（室外 機、樋など）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、 材料などの工夫により建築物との一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫 をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。
--	--------------------------------------	--

※1：景観形成基準では、大小路線（大小路筋）を大小路筋と表記する

※2：大規模建築物

次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）

- 建築物の高さが15mを超えるもの
- 地上6階以上のもの
- 延べ面積が3,000㎡を超えるもの

4-3 住民主体の景観形成に向けた活動＜コミュニティレベル＞

景観形成にあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が地域の将来像を共有し、互いに連携して取組を進める必要があります。また、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて地域の景観が作り出されていることを理解し、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切です。特に、都市の景観向上においては、自然景観の保全に向けた取組や町家の活用・修景、地域の歴史資源の調査・発掘、沿道のイルミネーション、コミュニティレベルでの緑化や美化活動など、住民が主体となって行う取組が果たす役割が大きくなります。良好な景観形成とその保全を図るため、地域の景観に関する対話を通じて課題やめざすべき姿を共有しながら取組を継続的に進めることが重要です。

（1）景観形成を先導する担い手の育成

地域において、市民や事業者が主体となって景観形成の取組を進めるためには、その担い手となる主体の存在が重要です。こうした主体の育成につながる市民や事業者の景観に関する理解や関心を高めるため、さまざまな周知啓発に取り組めます。

1) 景観に関する PR、情報発信

本市のウェブサイトや SNS、広報などを活用して、景観に関する情報や取組を積極的に発信し、景観形成の意義や重要性、具体の制度内容等について周知啓発を図ります。

また、本市からの発信だけでなく、市民や事業者とともに学び、意見交換ができる場として出前講座や勉強会等のイベントなどにも取り組みます。

2) 表彰イベントの開催

景観形成に向けた市民や事業者の意欲を高めるために、すぐれた景観を有する建築物や美しいまちなみ形成に取り組む活動などを表彰する「堺市景観賞」を平成 6 年（1994 年）から実施しています。今後も、景観形成に向けた意欲の向上につながる表彰イベントに取り組めます。



平成 29 年（2017 年）度
景観賞受賞建築物



令和元年（2019 年）度
景観賞受賞建築物



令和4年（2022年）度
景観賞受賞建築物



平成 29 年（2017 年）度
景観賞受賞景観活動



令和元年（2019 年）度
景観賞受賞景観活動



令和4年（2022年）度
景観賞受賞建築物

3) 法人や団体による取組の促進

先導的な取組を行う団体や法人に対しては、景観法に基づく景観整備機構の指定を行います。また、さまざまな主体が参画し、景観について幅広く協議する仕組みとして景観協議会の活用を図るなど、市民や事業者をはじめとする多様な主体による景観形成の取組を促進します。

(2) 自主的な地域活動の支援

地域において、主体的に良好な景観形成を具体的に進めるにあたっては、下記の制度を用意して市民や事業者の活動を支援します。

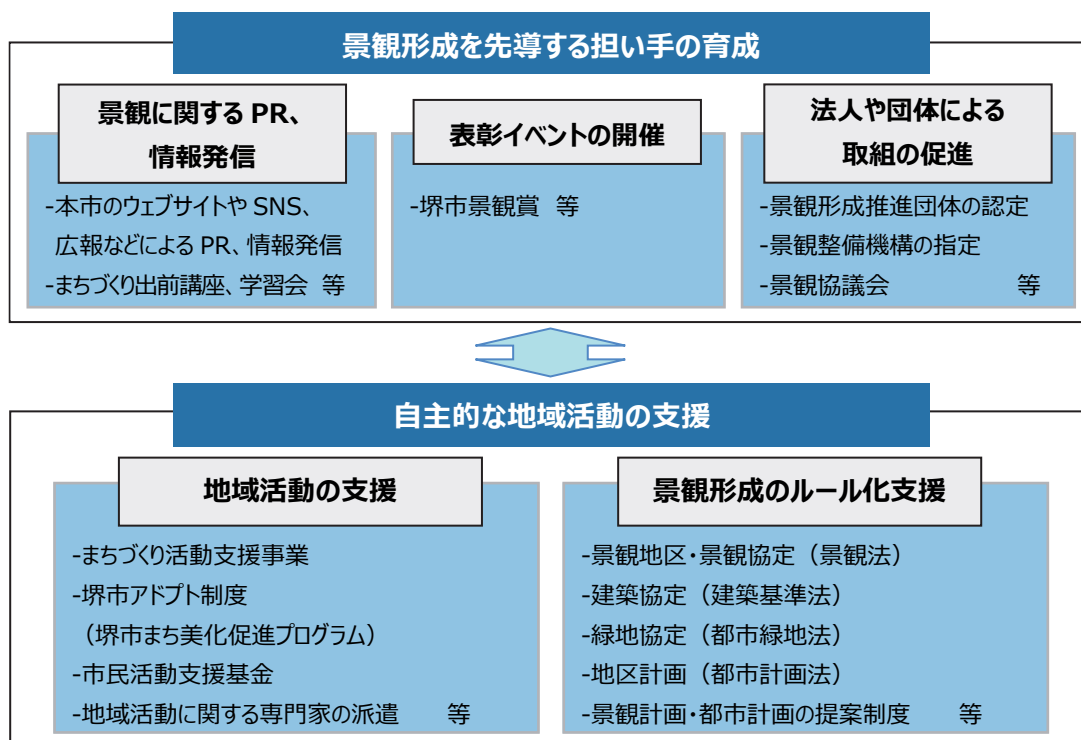
1) 景観形成に関する地域活動の支援

景観に関する専門家の派遣による相談・助言や地域活動に対する助成などにより、住民主体の取組を支援して市民・事業者・行政が協働して地域活動を進めます。

また、市民や企業などからの寄附金を活用した NPO 法人の公益的活動に対する助成や、歩道などの公共スペースを市民や事業者が引き受けて自主的な環境美化活動を行うアドプト制度など、幅広い活動に対する支援制度を活用しながら景観に配慮した取組を進めることで、コミュニティレベルからの景観形成を促進します。

2) 地域の景観形成に関するルール化の支援

地域の良好な景観を維持・保全するため、自主的にルールを定めようとする地域住民を支援します。ルール化の実効性を担保する手法として、景観法に基づく景観協定、景観地区や都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定などを活用しながら、地域の景観形成に関するルールを設定して住民主体の景観形成の実現を図ります。



堺市景観計画

令和6年 8月 改定

堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7432 / FAX 072-228-8468

堺市配架資料番号 1-J1-24-0148

